

南伊勢森林計画区

国有林野の管理経営



第4次 地域管理経営計画

第4次 国有林野施業実施計画

計画期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日

近畿中国森林管理局

1 はじめに

国有林野事業では、全国に158ある森林計画区毎に、「地域管理経営計画」と「国有林野施業実施計画」を策定しています。

平成25年度には、三重県の中央部に位置する南伊勢森林計画区において、「国有林野の管理経営に関する基本的事項」や「国有林野の維持及び保存に関する事項」、「国民の参加による森林の整備に関する事項」などについて、平成26年度を始期とする5年間の計画を策定しました。

以下に計画の概要を紹介します。

〈 策定する2つの計画 〉

①地域管理経営計画とは

森林管理局長が、農林水産大臣の定める国有林野の管理経営に関する基本的な計画に即して、流域を単位として定められた森林計画毎に、今後5年間を見通した管理経営の基本的事項を定める計画です。

②国有林野施業実施計画とは

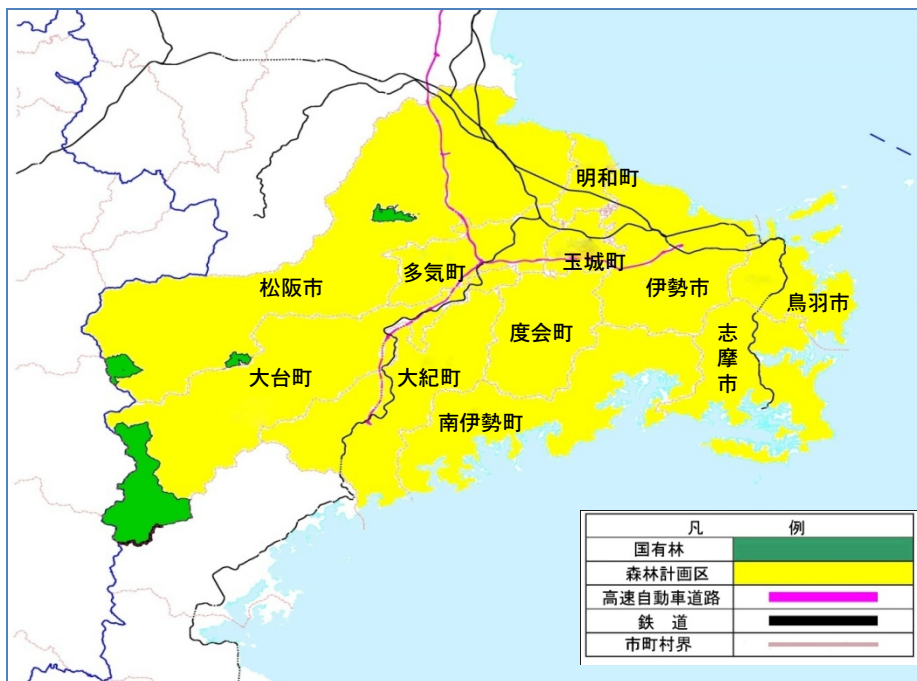
地域管理経営計画に即して、森林管理局長が、箇所別（林小班単位）に、今後5年間の伐採、更新等の保育及び林道、治山の事業量を定める計画です。

2 南伊勢森林計画区の特徴

南伊勢森林計画区は、三重県の中央部に位置し、宮川源流部、櫛田川源流部、坂内川上流部に団地が分布しています。

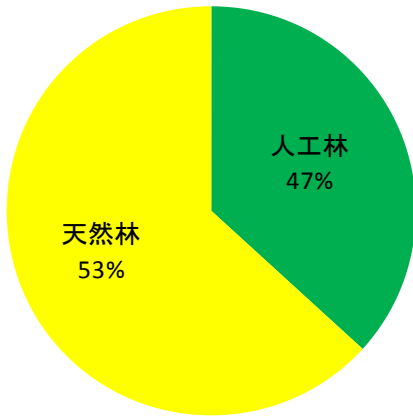
国有林野面積は、7,283haで、計画区内の森林全体に占める国有林野の割合は4%と低いものの、全域が水源かん養等の保安林に指定され、国土保全、水源涵養機能の発揮において重要な役割を果たしています。

位置図

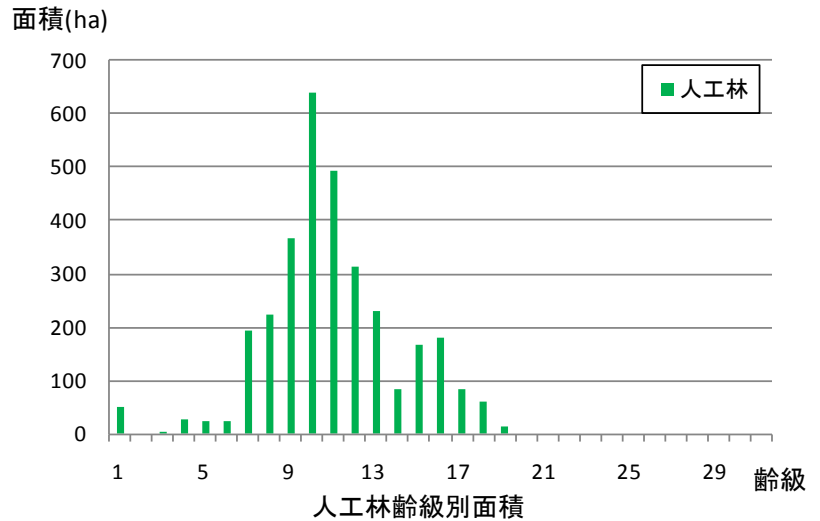


森林の現況

○ 森林構成は、林地面積の47%がスギ、ヒノキを主体とする人工林で、53%が広葉樹を主体とする天然林となっています。なお、人工林の約70%が7～12齢級であり、間伐の対象林分が多い構成となっています。



人工林・天然林の面積割合



注：年齢級とは、林木の年齢を5年をひとくりにしたもので、林齢1～5年生を1年齢級、6～10年生を2年齢級、以下、3年齢級、4年齢級と続く

3 計画策定のポイント



大杉谷国有林

- ① 大杉谷国有林については、引き続き、森林生態系保護地域や植物群落保護林を設定し、貴重な遺伝資源の保存や植物群落の保護管理に取り組みます。
- ② 国民による森林整備活動を実施する場として、「社会貢献の森」を1カ所設定し、その活動に国有林のフィールドを提供します。
- ③ 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、612ha（約6万3千 m^3 ）の間伐を実施するとともに、間伐材の有効利用に努めます。

4 計画の概要

(1) 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(ア) 機能類型に応じた管理経営

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

山地災害防止タイプ

災害に強い国土基盤を形成する観点から、山地災害防止機能及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき国有林野です。安全で快適な国民生活を確保することを重視し、「土砂流出・崩壊防備エリア」と「気象害防備エリア」に区分し、森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐等を推進し、健全な林分の育成に努めます。



自然維持タイプ

生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全を図る観点から、生物多様性の保全機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、原則として自然の推移に委ねることとし、野生動植物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行います。



森林空間利用タイプ

国民に憩いと学びの場を提供したり、豊かな自然景観や歴史的風致を構成したりする観点から、保健・文化・レクリエーション機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、育成複層林へ導くための施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観の向上や野外レクリエーションに考慮します。



快適環境形成タイプ

騒音や粉塵等から地域の快適な生活環境を保全する観点から、快適環境形成機能の発揮を第一とすべき国有林野です。森林の整備に当たっては、保全対象と当該林分の位置関係、森林の現況等を踏まえた施業管理を行います。



水源涵養タイプ

良質な水の安定供給を確保する観点から、水源涵養機能を全ての国有林野において発揮が期待される基礎的な機能と位置づけ、上記のタイプに掲げるものを除く全ての国有林野です。森林の整備に当たっては、根系や下層植生の発達を促すための適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林へ導くための施業及び長伐期施業の推進を図り、健全な林分の育成に努めます。



南伊勢森林計画区の機能類型別の森林の面積

区分	山地災害	自然維持	空間利用	快適環境	水源涵養	合計
面積(ha)	1,681	1,521	—	—	4,081	7,283
比率(%)	23	21	—	—	56	100

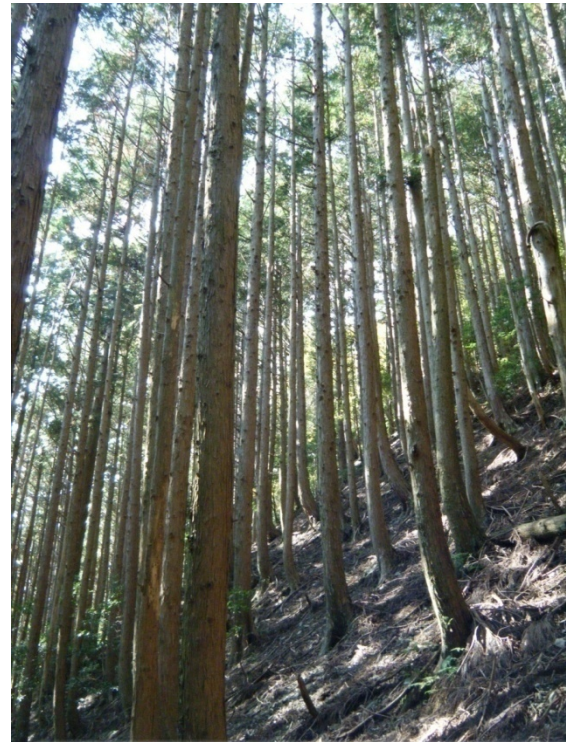
(イ) 主要事業

伐採については、主伐が17haで約5千 m^3 、間伐が612haで約6万3千 m^3 を計画します。

種 類		第4次計画	第3次計画
伐採総量	主 伐	4,973 m^3	1,286 m^3
	間 伐	62,928 m^3	41,370 m^3



主伐指定箇所：大杉谷国有林（大台町）



間伐指定箇所：大名倉国有林（松阪市）

計画期間における、更新、保育、林道、治山の各事業は下表のとおり計画します。

種 類		第4次計画	第3次計画
更新総量	人工造林	39.11ha	5.67ha
	天然更新	140.83ha	171.64ha
保 育	下 刈	42.22ha	50.96ha
	除 伐	4.82ha	20.00ha
林道事業	開 設	1,000m	1,200m
	改 良	3,800m	48,430m
治山事業	保全施設	14箇所	14箇所
	保安林整備	79.11ha	135.82ha

(ウ) 森林の流域管理システムの下での
森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じて、府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力、資源を活用した民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組みます。

具体的には、流域内で優先的に取り組むべき課題を整理し、府県、市町村、地域住民等の要望を踏まえ、以下の取組等について国有林野事業が率先して行う取組内容等を年度毎に定め取り組むこととします。

- ① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及
- ② 林業事業者の育成
- ③ 民有林と連携した施業の推進
- ④ 森林・林業技術者等の育成
- ⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

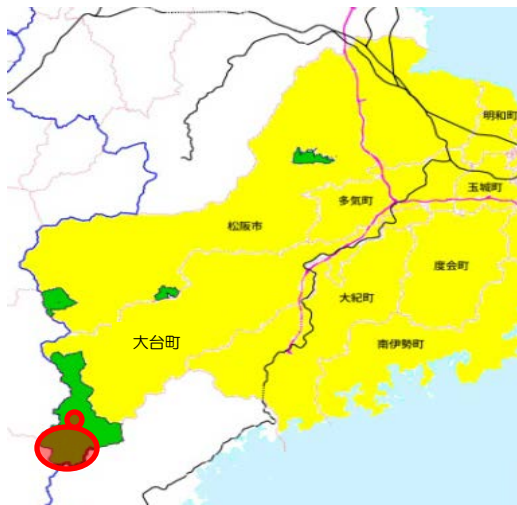


二ホンシカ対策に係る現地検討会

(2) 国有林野の維持及び保存に関する事項

保護林

貴重な遺伝資源の保存やツガ等の植物群落を保護するため「森林生態系保護地域」と、「植物群落保護林」を設定し、モニタリング調査を通じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めます。



大杉谷森林生態系保護地域: 大杉谷国有林(大台町)

種類	名称	特徴等	面積 (ha)	備考
森林生態系保護地域	大杉谷	紀伊半島の国有林のうち、この地方を代表する原生的な天然林の保存	1,390.75	
植物群落保護林	大杉谷ツガ・常緑広葉樹	大杉谷におけるツガ、常緑広葉樹の保護	7.10	

オオダイガハラサンショウウオの保護

大杉谷国有林においては、三重県の天然記念物に指定されているオオダイガハラサンショウウオの生息地があり、関係行政機関等と情報を共有しつつ生息地の把握、生息環境の保全に努めます。



成体

生息域の大杉谷国有林

ニホンジカの被害対策

大杉谷国有林においては、ニホンジカによる森林被害が拡大していることから、平成24年度に作成した「大杉谷国有林におけるニホンジカによる森林被害対策指針」に基づき、森林被害地における森林の再生、保全のための整備、ニホンジカの個体数調整等を、関係行政機関、NPO等と連携し積極的に推進していきます。



森林被害



パッチディフェンスによる被害対策



有識者による検討委員会

(3) 林産物の供給に関する事項

木材の計画的な供給

木材の供給に当たっては、列状間伐、路網、高性能林業機械の3つを組み合わせた低コストで効率的な間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めます。

また、民有林と連携して、間伐の生産性向上を図るとともに、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進します。

木の文化を支える森づくり

世界文化遺産などに指定されている歴史的木造建造物の維持・修繕に必要な大系木等の持続的な供給のため、「文化財継承林」を設定します。



設定の目的	国有林名 (市町村)	面積 (ha)	備考
文化財継承林	深山（松阪市）	15.72	ケヤキ

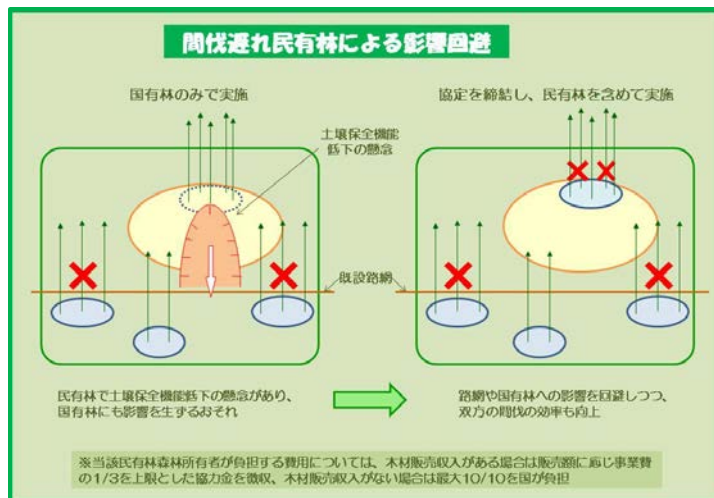
(4) 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

ア 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため必要と認めるときは、国有林野と一体として整備保全を行うことが相当と認められる民有林野の森林所有者等と公益的機能維持増進協定を締結して、当該協定に係る森林の整備及び保全を行います。

イ 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林野の森林所有者等へも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での国有林野と一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとします。



(5) 国民の参加による森林整備に関する事項

自主的な森林整備等へのフィールドの提供

森林に対する関心が高まり、ボランティア活動等を通じて一般市民が森林づくりに参加する取組が増加しています。このような取組は森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要なものです。

このため、NPOや企業等が行う自主的な森林整備等のフィールドとして、「ふれあいの森」、「社会貢献の森」、「多様な活動の森」の設定に努めます。



社会貢献の森:深山国有林(松阪市)

設定の目的	名称	国有林名 (市町村)	面積 (ha)	備考
社会貢献の森	ボランティアによる 森林整備の森	深山(松阪市)	8.91	

【本冊子に関するお問合せ先】

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号
林野庁 近畿中国森林管理局 計画保全部 計画課 TEL(代):050-3160-6700

〒519-0116 三重県亀山市本町1-7-13
林野庁 近畿中国森林管理局 三重森林管理署 TEL(代):050-3160-6110